

後期高齢者医療保険料の年金からの引き落としを口座振替に変更できます

後期高齢者医療保険料の年金からの引き落とし(特別徴収)を、お申し出によりどなたでも口座振替での納付に変更できるようになりました。
■ 口座振替を希望する口座の内容が分かるものと、その口座の届出印を持参し保険課へ

6月の年金引き落とし分からの変更を希望する方は、3月31日(火)までに申請してください。

すでに年金引き落としから口座振替への変更手続きがお済みの方は、新たな手続きは不要です。

■ 同課 ☎ 内線 2391



公的年金からの
個人住民税特別徴収
が始まります

☎ 市民税課 ☎ 内線 2342

65歳以上の公的年金受給者で個人住民税が課税されている方は、公的年金などに係る所得に対する個人住民税のお支払いが、10月支給分の年金から特別徴収(年金からの引き落とし)に変わります。特別徴収される公的年金の種類および徴収される税額などは、6月に送付する「市民税・都民税税額決定通知書及び納税通知書」でお知らせします。なお、今年の6月・8月分については普通徴収(個人納付)となります。

65歳以上(4月1日現在)で、年額18万円以上の老齢基礎年金や老齢年金、退職年金などを受給している方
 右記以外の方は普通徴収(個人納付)になります。

特定不況対策緊急資金融資 あっせん制度を拡充しています

市では景気の急速な冷え込みを受け、厳しい経営環境に置かれている市内の中小事業者を支援する緊急経済対策を拡充し、金融機関から借り入れた運転資金(800万円まで)の利子部分と信用保証料を全額補給しています。すでに同制度を利用されている事業者の方にも適用されます。

概要

- 貸付期間は6年間(すでに特定不況融資を利用中の事業者は残りの期間)です。
- 市の特定不況対策緊急融資あっせん制度(特定不況融資)の申し込み者が、国の緊急保証制度(原材料価格高騰対応等緊急保証・セーフティーネット保証)の指定業種に該当する場合、利子部分の全額を補給します。また、すでに特定不況融資を利用中の事業者についても、指定業種に該当している場合は平成20年12月1日以降の利子部分を申請に基づき補給します(申請期限は平成22年3月末)。
- 国の緊急保証制度の指定業種が拡大され、特定不況融資をすでに利用中の事業者が新たに指定業種に該当した場合も、それ以降の利子部分を申請に基づき全額補給します。
- 信用保証料はこれまでどおり全額補給します。

	あっせん利率	市の利子補給率	本人負担利率	保証料
現行制度	2.375%	1.725%	0.65%	全額
拡充後	2.375%	全額	本人負担なし	全額

対象 以下の条件を満たす市内の事業者・事業所

- 常時使用する従業員の数が20人以下(卸売業・小売業・サービス業は5人以下)
- 最近1年間または3カ月間の売上高(生産額)が前年・2年前・3年前のいずれかの同期と比較して10%以上減少している
- 全国の信用保証協会の保証付き融資の残高が1,250万円以下(この融資を含む)
- 国の緊急保証制度の指定業種(618種)に該当する
- そのほか住所や納税状況などの要件あり

同制度利用中の事業者の利子補給金申し込み

平成19年10月1日～平成20年11月30日までに同制度の利用を申請し、現在利用中の事業者に対し、平成20年12月1日～平成21年2月28日に支払った利子部分を補給します。

■ 3月16日(月)～27日(金)に必要書類を添えて生活経済課へ

申込方法や取り扱い金融機関など詳しくは生活経済課 ☎ 内線 2543へ

事業者向け支援制度を利用する際の納税証明書発行手数料を減免します

市では緊急不況対策の一環として、事業者が市の一部の支援制度を利用する際に、提出が必要となる市民税納税証明書(非課税証明書)の発行手数料を免除することとなりました。申請は事前に生活経済課の窓口を通しての手続きとなります。ほかの窓口では対応していませんのでご注意ください。

1 対象 三鷹市事業者向け融資あっせん制度 / 三鷹市中小企業情報化・新規開拓推進事業補助制度 / 三鷹市地域ブランド創出事業補助制度

2 期間 3月2日(月)～平成22年3月31日(水)申請分

■ 生活経済課 ☎ 内線 2543

ご存知
ですか

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

国民年金保険料の納付が困難な場合には、免除全額または一部免除、若年者納付猶予、学生納付特例の制度がありますのでご利用ください。

いずれの制度も申請し承認を受けることが必要です。承認された期間は年金の受給資格に算入されます。免除の承認期間は、老齢基礎年金の金額計算に反映されますが、学生納付特例と若年者納付猶予の承認期間は、将来保険料の納付がないと年金額には反映されません。

■ 同 三鷹市市民課 ☎ 内線 2394・武蔵野社会保険事務所 ☎ 56-1411へ

住民基本台帳の閲覧状況

☎ 市民課 ☎ 内線 2326

住民基本台帳法では、閲覧の透明性を高めるために閲覧者の氏名や内容を公表することが定められています。平成19年度における9月までの閲覧の状況は表のとおりです。

閲覧日	名称 代表者	請求理由概要	住民の範囲	人数
5月1日	NHK放送文化研究所 世論調査部長 橋本恵和	視聴状況調査	下連雀5丁目 明治～平成12年生まれ	14
9月6日		個人視聴率調査	下連雀5丁目	14
5月11日	日本銀行情報サービス 局長 湯本崇雄	生活意識に関する アンケート調査	下連雀4丁目 20歳以上の男女	15
5月15日	防衛省自衛隊 東京地方協力本部長	自衛官の募集に伴う 広報	昭和62年4月2日～平成2 年4月1日生まれの男女	300
5月22日			昭和62年4月2日～平成2 年4月1日生まれの男女	300
5月31日			昭和62年4月2日～平成2 年4月1日生まれの男女	300
6月5日			昭和62年4月2日～平成2 年4月1日生まれの男女	225
6月12日			昭和62年4月2日～平成2 年4月1日生まれの男女	300
6月19日			昭和62年4月2日～平成2 年4月1日生まれの男女	300
6月26日	昭和62年4月2日～平成2 年4月1日生まれの男女	300		
5月17日	国立大学法人兵庫教育 大学教育社会調査研究 センター長 勝野真吾	喫煙、飲酒、薬物使用 と生活習慣に関する調査	下連雀4丁目 18歳～22歳の男女	14

閲覧日	名称 代表者	請求理由概要	住民の範囲	人数
6月8日	東京都北多摩南部建設 事務所長	入居者確認のため	上連雀1丁目23番	3
6月22日	総務省統計局調査部消費 統計課長 神田玲子	家計消費状況調査	上連雀3丁目、井の頭1丁目 20歳以上の男女	94
6月28日	内閣府大臣官房 政府広報室	国民生活に関する 世論調査	牟礼3丁目 満20歳以上の男女	30
7月19日	政府広報室長 高井康行	地球温暖化に関する 世論調査	牟礼7丁目	14
6月29日	東京消防庁消防総監 小林輝幸	消防に関する世論調査	下連雀8丁目、新川3丁目、 井口5丁目	45
8月1日	東京都後期高齢者医療 広域連合	後期高齢者医療制度 に関する意識調査	市内全域	45
8月9日	厚生労働省健康局長	健康増進法の基礎資料	深大寺3丁目	37
8月10日	東京都生活文化スポ ーツ局広報広聴部長 和田正幸	都民生活に関する 世論調査	大沢1丁目・2丁目、 北野2丁目	57
8月29日	国立精神・神経センタ ー精神保健研究所	飲酒、喫煙、くすりの 使用についてのア ンケート調査	新川4丁目5・6番 15歳以上の男女	14
9月7日	学校法人明星学苑 明星大学	若年者自立支援調査 研究	下連雀7丁目、上連雀1丁目	56
9月12日	日本銀行内金融広報 中央委員会	家計の金融行動に関 する世論調査	井の頭1丁目 20歳以上の男女	16
9月20日	東京都福祉保健局 総務部企画課	福祉保健基礎調査	下連雀7丁目	90
9月21日			野崎3丁目	83
9月27日			下連雀6丁目・7丁目	73